

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成26年9月 月次研究会



森井泉勝人 [日本橋]

## 国際的企業再編と繰越欠損金・無形資産に関する考察 ～ヤフー、日本IBM各事件及びグーグルのDIDSスキームを横断的にみる～

### 1 はじめに

最近、国内の複数の企業が一つの事業分野で過当競争に陥り再編による競争力の強化が急務となり、又株主が企業にものをいい、企業はROE等の改善を目指して経営戦略を見直す等を背景に大型国際再編が活発化している。

### 2 ヤフー・IDCF事件

ヤフー・IDCF事件では、平成13年度税制改正で創設された法人税法132条の2の規定の適用が初めて訴訟で争われ、司法がその適用を全面的に肯定する判断をした。

原告ヤフー社は、親会社ソフトバンク社(SB社)が作成した組織再編成の提案書に従って、①同社の完全子会社であるIDCF社からIDCF社を新設分割すること(本件分割)②IDCF社が原告に対してIDCF社の株式を譲渡すること③SB社が原告に対してIDCF社の株式を譲渡すること(本件買収)④原告がIDCF社を合併すること(本件合併)を順次実行した結果、IDCF社の未処理欠損金を自社の欠損金とみなして損金の額に算入した。

「組織再編」は、原則機能等の無形資産の価値が溶け込んだ株式評価という形で取扱われ、又「事業再編」は別の概念で、「多国籍企業による機能、資産及び/又はリスクの国境を越えた再編」と定義される。

「組織再編」は、原則機能等の無形資産の価値が溶け込んだ株式評価という形で取扱われ、又「事業再編」は別の概念で、「多国籍企業による機能、資産及び/又はリスクの国境を越えた再編」と定義される。

「組織再編」は、原則機能等の無形資産の価値が溶け込んだ株式評価という形で取扱われ、又「事業再編」は別の概念で、「多国籍企業による機能、資産及び/又はリスクの国境を越えた再編」と定義される。

### 3 日本IBM事件

米国IBM社を唯一の社員とする同族会社であった原告日本IBM APH社が、親会社米国IBM社から日本IBM社の発行済株式の全部を取得し、その後3回にわたり当該株式の一部を日本IBM社に譲渡、その対価の額とその原価の額との差額である譲渡損失額を各事業年度の損金の額に算入して生じた欠損金の額に相当する金額を、連結納税の承認があったものとみなされた事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入して連結期の確定申告をした。行政処分は、法132条を適用して各譲渡損失額を否認する更正処分をした。

「組織再編」は、原則機能等の無形資産の価値が溶け込んだ株式評価という形で取扱われ、又「事業再編」は別の概念で、「多国籍企業による機能、資産及び/又はリスクの国境を越えた再編」と定義される。

### 4 外国法人の繰越欠損金と帰属主義への変更

今回の税制改正で、国際課税原則が総合主義から帰属主義(AOA)に見直される。外国法人の課税所得を、「PE帰属所得」と「PE非帰属所得」に区分し相互に損益通算を行わない場合に、欠損金についても2本立てとする考え方を採用する時は、前者に係る未処理欠損金額については、法142条カクコ書きにおける除外規定を外し、内国法人との整合性を取る必要がある。

### 5 GILD S (Base Erosion and Profit Shifting=税源浸食と利益移転)

グーグル事例は、「Cost Sharing」により無形資産をアイルランドに移転し、「Double Irish」によりアイルランドの課税を圧縮し、問屋スキーム、Hybrid Entity利用スキームを絡ませながら「Dutch Sandwich」を利用して源泉税を回避するという仕組みである。

### 6 無形資産の定義、価値評価等

無形資産等の移転による事業再編を通じて、国外関連当事者間での機能、リスクの再配分が行われると、収益獲得機能等の経済的実態が変化していくことから、そこに資産等の移転の事実をとらえて移転価格税制上の課税問題が生じるので、経済的価値を生む所得の源泉となる「無形資産」を所得との関係において定義づけることが重要である。

「多額の繰越欠損金の処理方法」が課税事件の共通した争点であった。我が国の欠損法人の割合は72%、米国54%、欠損金の繰越期間は9年だが英国、仏国等は無制限であり、法人税法実効税率は米国39・13%に次いで36・89%という状況下での「多額の繰越欠損金額」を巡る課税問題の発生は当然のことである。

### 7 まとめ

「多額の繰越欠損金の処理方法」が課税事件の共通した争点であった。我が国の欠損法人の割合は72%、米国54%、欠損金の繰越期間は9年だが英国、仏国等は無制限であり、法人税法実効税率は米国39・13%に次いで36・89%という状況下での「多額の繰越欠損金額」を巡る課税問題の発生は当然のことである。

「多額の繰越欠損金の処理方法」が課税事件の共通した争点であった。我が国の欠損法人の割合は72%、米国54%、欠損金の繰越期間は9年だが英国、仏国等は無制限であり、法人税法実効税率は米国39・13%に次いで36・89%という状況下での「多額の繰越欠損金額」を巡る課税問題の発生は当然のことである。